

令和5年度第8回農業委員会総会議事録

開会月日	令和5年11月27日(月)	開議の時刻	午前10時5分			
場 所	市総合会館3階 303会議室	閉議の時刻	午前11時38分			
議 長	東松山市農業委員会 長 野村 孝行					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	松崎 昭三	出 席	7	藤野 香織	出 席
	2	杉浦 勉	〃	8	松本 禮子	〃
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃
	4	千葉 有美子	〃	10	久保田 節子	〃
	5	宇津木 昭一	〃	11	野村 孝行	〃
	6	鹿田 明	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席
		利根川 里美	〃		坂上 夏苗	〃
	大 岡	大木 幹雄	〃		田口 豊	〃
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	〃
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃
	唐 子	戸井田 貞義	〃		加藤 喜之	〃
		山田 弘明	〃		山下 哲生	〃
		小澤 謙一	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件</li> <li>・その他</li> </ul>				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	松崎 一祐	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				



は東松山市で営農型太陽光発電事業を開始するため、渡人は高齢により耕作等ができないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も150日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。

事務局より、受人の他市村における農業経営状況について耕作をしている自治体に確認をしたが、いずれも問題なしという回答を得ている旨説明がなされた。

久保田委員より、梅は樹高が高くなるが、営農型太陽光で栽培して問題ないか、との質問がなされた。

千葉委員より、上を詰めれば高くはならないが、樹高を低いままにするためには管理が必要な旨説明がなされた。

事務局より、申請人は、他市において営農型太陽光で梅を栽培している実績がある旨の説明がなされた。

戸井田委員より、太陽光パネルと梅の配置はどのようになっているのか、との質問がなされた。

事務局より、計画図上はパネルの縁に植えているが、他市の状況の写真だと、パネルとパネルの間にも植えているように見受けられる。ただ、申請人の組織図の中に剪定係があるので、樹高による太陽光の発電量や梅の収穫への影響については問題ないと思われる旨の説明がなされた。

島田委員より、本申請は営農型太陽光発電の一時転用に関連した案件だが、環境政策課との協議などについてどの段階なのかの確認と、営農型太陽光発電の一時転用をすると毎年報告を義務付けられる「営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告」の様式の中にある「地域の平均的な単収」について、事務局に平均的な単収のデータ等があるのかの質問がなされた。

事務局より、環境政策課へは住民説明会を経て「届出」が出された段階である旨と、単収のデータについてはこれから確認していく旨の説明がなされた。

島田委員より、太陽光発電への転用など、申請内容によっては詳細な情報を資料に補足するなどの対応が必要である旨の提案がなされた。

事務局より、検討する旨回答がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、1番から5番の案件を承認した。

#### 6番の申請について

唐子地区・荒川委員より、6番の申請について、大字神戸在住の申請人（受人）より、鶴ヶ島市在住の申請人（渡人）外1名が、大字神戸地内に所有する農地（畑3筆）を、受人は農業経営開始のため、渡人は相続をしたが居住地が遠隔地で、農地の耕作・管理が難しいため、所有権を移転したい旨

の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。受人の所有農地は現在ないが、年間の従事日数の予定が 150 日を超えることを申請書類等から確認できるため、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 7 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、7 番の申請について、大字宮鼻在住の申請人（受人）より、大字宮鼻在住の申請人（渡人）が、大字正代地内に所有する農地（田 10 筆）を、受人は農業経営拡大のため、渡人は自営業多忙により、農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。受人と渡人は兄弟である。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。

戸井田委員より、本案件は受人が所有農地の一部を貸付けしているが、貸しているのに別の農地の取得をするのか、との質問がなされた。

鹿田委員より、受人と渡人は兄弟で、相続で弟が農地の一部を取得したが、業務多忙で管理ができないので、本家の兄に農地を返却するための申請である旨の説明がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 8 番と 9 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、報告の前に、8 番と 9 番について、関連している案件のため一括して説明する旨の説明がなされた。8 番と 9 番の申請について、大字下野本在住の申請人（受人）より、ふじみ野市在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 2 筆）を、受人は農業を開始したいため、渡人は土地を相続したが、高齢により土地の管理が難しいため、また、土地を相続したが、自宅が遠方にあり、土地の管理も難しいため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。受人と渡人は親戚である。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されていて、年間の農業従事日数も 150 日を超えている旨の説明がなされた。また、野本地区の杉浦委員より、受人の耕作権が及ぶ農地に関して、作付けが困難と認められる場所以外は耕作・管理されている状態である旨の報告がなされ、高坂地区の鹿田委員より、許可相当であるとの報告がなされた。

戸井田委員より、本案件は受人が所有農地の一部を貸付けしているが、貸しているのに別の農地の取得をするのか、との質問がなされた。

<p>議案第 3 号 農地法第 4 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	<p>杉浦委員より、受人は畑作農家であり、稲作はしていないため水田は貸している旨の説明がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、8 番と 9 番の申請を承認した。</p> <p>議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>大岡地区・藤野委員より、1 番の申請について、群馬県高崎市に所在する申請人としての法人が、大字岡地内に所有する農地（畑 6 筆）を、営農型太陽光発電に一時転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、申請地は農用地区域内農地と 10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断される農地であるが、営農型太陽光発電設備の必要性が認められるため、一時転用について、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>島田委員より、営農型太陽光発電の一時転用期間について、申請地の要件や申請人の要件により認められる期間が異なる。本案件はどの要件に適合するために 10 年間となったのか、との質問がなされた。</p> <p>事務局より、期間の要件については確認した上で報告する旨回答がなされた。</p>
<p>議案第 4 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	<p>議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>松山地区・千葉委員より、1 番の申請について、大字松山に所在する申請人（受人）としての法人より、加美町在住の申請人（渡人）が、大字松山に所有する農地（畑 1 筆）を、駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2 番の申請について</p> <p>松山地区・千葉委員より、2 番の申請について、岐阜県大垣市に所在する申請人（受人）としての法人より、熊谷市在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字東平地内に所有する農地</p>

(畑2筆)を、太陽光発電所に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、太陽光発電所の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 3番の申請について

唐子地区・荒川委員より、3番の申請について、大字上唐子在住の申請人(受人)より、大字上唐子在住の申請人(渡人)が、大字上唐子地内に所有する農地(畑1筆)を、自己用住宅の新築をするため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、自己用住宅の新築の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 4番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、4番の申請について、鶴ヶ島市在住の申請人(受人)より、大字西本宿在住の申請人(渡人)が、大字西本宿地内に所有する農地(畑1筆)を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 5番の申請について

野本地区・杉浦委員より、5番の申請について、鴻巣市在住の申請人(受人)より、砂田町在住の申請人(渡人)外1名が、大字柏崎地内に所有する農地(畑3筆)を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

	<p>得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>6番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、6番の申請について、幸町在住の申請人(受人)より、大字下野本在住の申請人(渡人)が、大字下野本地内に所有する農地(畑1筆)を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>
<p>議案第5号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p>	<p>議案第5号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしている旨の説明が行われる。</p> <p>内容審議の結果、54筆の利用権設定を承認した。</p>
<p>議案第6号 農用地利用集積等促進計画 (案)の件</p>	<p>議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)の件について</p> <p>野村議長が利害関係者のため、久保田職務代理が議長を代理する。</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第19条第3項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p>
<p>議案第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明 願承認の件 議案第8号</p>	<p>議案第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について</p> <p>議案第8号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明願承認の件について</p>

<p>引き続き特定貸付を行っている旨の証明願承認の件</p>	<p>野村会長が、議長を久保田職務代理から交代する。          会長より、議案第7号と8号について、関連した議題のため一括審議の提案がなされ、承認を得る。          議長は事務局に説明を求め、事務局より、大字上唐子在住の申請人が、大字上唐子地内にある相続税の納税猶予を受けている特例適用農地（田3筆・畑3筆）に係る農業経営を引き続き行っていることの証明を求める申請がなされた旨説明がなされ、また、うち特定貸付を行っている畑1筆について引き続き特定貸付を行っていることの証明を求める申請がなされた旨説明がなされる。          唐子地区・荒川委員より、現地調査の結果、引き続き耕作を続けている旨の報告がなされ、また、引き続き特定貸付を継続している旨の報告がなされた。          議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、引き続き農業経営を行っていることと、引き続き特定貸付行っていることを承認するとした。</p>
<p>報告事案          農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件</p>	<p>事務局報告案件          議長は事務局に説明を求める。            農地法第3条の3権利取得届出報告の件          事務局から説明が行われ、1件を確認する。            農地法第4条転用届出報告の件          事務局から説明が行われ、4件を確認する。            農地法第5条転用届出報告の件          事務局から説明が行われ、6件を確認する。</p>
<p>その他</p>	<p>農業委員会総会の開催について          次回開催日 令和5年12月25日（月）          午前10時20分～          会 場 市総合会館3階 303会議室          午前11時38分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和5年度第8回総会を閉じた。            以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。          令和5年12月25日          議長 野村 孝行            委員 鹿田 明            委員 藤野 香織</p>